

# 日本心血管インターベンション治療学会 東北支部会則

## 第1章 総則

第1条 本支部は、日本心血管インターベンション治療学会 (Japanese Association of Cardiovascular Intervention and Therapeutics (CVIT)) 東北支部と称する。

第2条 本支部は、会議議事録の作成、連絡業務、会計業務等、支部の円滑なる運営にかかる業務を行うため、事務局を設置する。

## 第2章 目的および事業

第3条 本支部の目的は、東北地方における心血管疾患患者に対する有効かつ安全なカテーテル治療の開発と発展および臨床研究の推進とその成果の普及をもって、診断治療技術の向上と学術文化の発展に資することにより、心血管疾患の予後改善の責務を広く社会に果たすこととする。

第4条 本支部は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 支部学術集会の開催
- (2) 研究、調査および教育事業
- (3) 他の関係学術団体との連絡および協力
- (4) その他、本支部の目的を達成するために必要とされる事業

## 第3章 会員

第5条 本支部の会員は、日本心血管インターベンション治療学会会員とする。

第6条 メディカルスタッフ部会の会員に関しては日本心血管インターベンション治療学会会員であることを条件とはしない。

## 第4章 役員

第7条 本支部は次の役員をおく。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名 (支部長の任意によりおくことができる)
- (3) 幹事 代議員をもって支部幹事とする
- (4) 運営委員 80名以内
- (5) 会計監事 2名

第8条 本支部の役員は、次の各項の規定によって選任される。

- (1) 支部長は、選出理事の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。

- (2) 支部長の任意により、選出理事の中から 1名の副支部長を任命することができる。
- (3) 幹事は、選出された代議員とする。代議員の選出については、本学会の定款細則第8章第26条および第27条に定められた役員選挙規定に従うものとする。
- (4) 運営委員は幹事および承認された会員とする。後者は幹事あるいは運営委員の推薦を受け、幹事会と運営委員会で承認された会員とする。運営委員は、本支部の発展のため積極的に活動すること。運営委員の任期については特に定めないが4年毎に見直しを行い、正当な理由なく運営委員会を連続して3回欠席した場合は、幹事会や運営委員会で協議し運営委員としての資格を失うことがある。なお、冠婚葬祭など正当な理由を認め支部長に提出した場合は、上記の限りではない。
- (5) 支部学術集会会長は、運営委員の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。  
①会長に承認された者は、本人が開催する学術集会の1年前から幹事会に出席し、開催準備状況を報告する。この際の幹事会においては、審議に加わることは出来るが、議決権は有しないものとする。
- (6) 支部選挙管理委員長は、幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けた支部選挙管理委員の中より、互選により選出される。  
①本会理事が、支部選挙管理委員長を併任することはできない。
- (7) 事務局代表は、支部長の所属施設の会員の中から支部長が推薦し、幹事会の承認を受けて選任される。
- (8) 会計監事は、運営委員の中から幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。

第9条 本支部の役員の任期は、次の規定に従う

- (1) 支部長、副支部長、幹事、支部選挙管理委員長および会計監事の任期は、2期4年とする。
- (2) 支部長、副支部長、幹事の定年は、64歳に達した後の定時代議員総会の終結時までとする。
- (3) 支部学術集会会長の任期は、前回学術集会の日の翌日から当該学術集会の終了の日までとする。
- (4) 役員の再任は妨げない。

## 第5章 会議ならびに委員会

第10条 本支部は業務を行うために次の会議と委員会をおく。

- (1) 幹事による幹事会
- (2) 運営委員による運営委員会
- (3) 学術集会

第11条 幹事会は次の規定に従う。

- (1) 幹事会は、学術集会の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は、必要があるときには、臨時幹事会を招集することができる。
- (3) 事務局は、議事録作成のため、定期あるいは臨時の幹事会に出席する。

第12条 運営委員会は次の規定に従う。

- (1) 運営委員会は、学術集会の際に開催し、議長は支部長とする。
- (2) 支部長は、必要があるときには、臨時運営委員会を招集することができる。
- (3) 事務局は、議事録作成のため、定期あるいは臨時の運営委員会に出席する。

第13条 学術集会（地方会）は次の規定に従う。

- (1) 毎年1回以上開催しなければならない。
- (2) 演題を発表するもの並びに共同演者は、会員でなければならない。ただし当面、研修医に発表の機会を与える場合などにおいては必ずしもこの限りではない。
- (3) 地方会の運営に充てるため、参加費を徴収することができる。
- (4) 会長は、地方会全体の事業計画および収支予算案を作成し、開催1年前の定時幹事会で承認を得る。
- (5) 幹事会にて承認された予算を超える支出見込みとなった場合は、速やかに幹事会に報告し、開催内容の見直しを図る。
- (6) 地方会終了後、会長は、3か月以内に収支概算書ならびに開催報告書を支部事務局に提出し、次に開催される幹事会にて報告する。
- (7) 年度末までに会計監査を終えた収支決算書を支部事務局に提出し、幹事会に報告する。

第14条 支部選挙管理委員会は次の規定に従う。

- (1) 支部選挙管理委員は、幹事会で選出され、運営委員会の承認を受けて選任される。
  - ①支部選挙管理委員数は、5名以上で、且つ、各都道府県より1名以上の委員を選出しなければならない。
  - ②支部選挙管理委員の任期は、4年で、再選を認める。

- (2) 支部選挙管理委員会は、定款細則の代議員選挙規則++を遵守し、公正、且つ円滑な選挙を実施しなければならない。推薦代議員は、地域性と専門性および学会への貢献度を考慮して選出する。

## 第6章 運営資金と会計監査、会計報告

第15条 本支部の運営には次の資金を充てる

- (1) 支部会費（日本心血管インターベンション治療学会会費と同時に徴収されるもの）
- (2) 支部学術集会参加費
- (3) 寄付金、広告収入など

第16条 会計監査、会計報告は次の規定に従う。

- (1) 支部学術集会会長は、学術集会の終了後に収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (2) 学術集会の会計報告は、次期の学術集会の際に、幹事会と運営委員会において、支部学術集会会長が行う。
- (3) 支部長は、年度末に支部事務局の収支決算を速やかに行い、会計監事による監査を受けなければならない。
- (4) 支部長は、年度初期の学術集会時の幹事会と運営委員会で、収支決算の承認を受けなければならない。
- (5) 支部長は、年度末に学術集会を含めた支部決算報告書を、速やかに本部に提出しなければならない。
- (6) 支部長は、年度初期の学術集会時の幹事会と運営委員会で、事業計画を付した予算の承認を受けなければならない。
- (7) 支部長は、学術集会を含めた次年度支部事業計画を付した予算書を、本部に提出しなければならない。
- (8) 会計年度は4月1日より、翌年3月31日までとする。

## 第7章 支部名誉会員および支部功労会員規定

第17条 本支部は以下の規定により支部名誉会員および支部功労会員をおくことができる。

- (1) 本支部の発展に多年にわたり功労のあった幹事、運営委員およびメディカルスタッフ幹事で、退任後満60歳を越えている者の中から幹事会が推薦し、運営委員会にて承認を得た者とする。
- (2) 幹事会は、支部長を委員長とする委員若干名をもって委員会を組織し、支部名誉会員および支部功労会員の推薦を委任することができる。
- (3) 幹事経験者で退任後満60歳を越えている者は、支部名誉会員となる資格を有する。

- (4) 運営委員経験者で退任後満60歳を越えてい  
る者は、支部功労会員となる資格を有する。
- (5) メディカルスタッフ幹事経験者で退任後満  
60歳を越えている者は、支部名誉会員または  
支部功労会員となる資格を有する。

#### 第18条 支部名誉会員の待遇

- (1) 支部名誉会員および支部功労会員の称号は終  
身とし、会員として次項(2)(3)(4)の権  
利を有する。
- (2) 支部名誉会員は、支部学術集会の参加費を免  
除される。
- (3) 支部名誉会員は支部長の要請により幹事会に  
出席し、意見を述べることができるが、議決  
権は有しない。
- (4) 支部名誉会員、支部功労会員は支部長の要請  
により運営委員会に出席し、意見を述べるこ  
とができるが、議決権を有しない。

### 第8章 メディカルスタッフ部会

#### 第19条 日本心血管インターベンション学会東北

支部メディカルスタッフ部会を以下に定める。

- (1) メディカルスタッフ部会長 1名、副会長若  
干名
- (2) メディカルスタッフ部幹事 若干名

以下の幹事を東北各県において各部署最低1名を  
置く。

看護師部門、診療放射線技師部門、臨床工学技士  
(臨床検査技師) 部門。

#### 第20条 部会長、幹事の選出

幹事は推薦選出とし、メディカルスタッフ部会長  
はメディカルスタッフ部会幹事会における互選で  
決定する。

### 第21条 部会長、副会長の権限

メディカルスタッフ部会長・副会長は支部長の要  
請により幹事会に出席し、意見を述べることがで  
きるが、議決権を有しない。

### 第9章 補足

第22条 本会則の変更は、幹事会で議決し、運営  
委員会で承認されねばならない。

第23条 本支部の運営に関する施行細目を別途に  
定めることができる。

第24条 本会則に記載されていないことについて  
は、日本心血管インターベンション治療学会定款  
および細則に準ずる。

第25条 事務局は、当面、支部長の所属する施設  
に置くが外部に委託することもできる。

第26条 本会則は2010年4月4日より施行する。

- (1) 2012年2月4日より運営委員会の欠席に關  
する規定が追記された。
- (2) 2012年3月3日よりコメディカル部会に關  
する条項が追加された。
- (3) 2014年2月15日よりコメディカル部会の内  
規が追加された。
- (4) 2019年4月9日よりコメディカル部会の内  
規の変更があった。
- (5) 2019年8月17日より第21条が追加された。
- (6) 2022年2月26日より第4章の第8条、第9  
条に代議員の内規が追記された
- (7) 2022年2月26日より第7章に支部名誉会委員、  
功労会委員の内規が追記された
- (8) 2023年8月1日より「コメディカル」から「メ  
ディカルスタッフ」への呼称変更。
- (9) 2025年8月7日CVIT本部より学術集会(地  
方会)についての記載指示があり、第5章  
(4)～(7)の規定が追記された。

---

日本心血管インターベンション治療学会 東北支部

有限会社 ヤマダプランニング

〒020-0857 岩手県盛岡市北飯岡1丁目5-5

TEL: 019-635-6011 FAX: 019-635-6033

E-mail:cvit-tohoku@yamada-planning.co.jp

# 日本心血管インターベンション治療学会 東北支部 メディカルスタッフ部会幹事会開催についての内規

## (幹事会の開催)

第1条 メディカルスタッフ部会幹事会は原則学術集会の際に開催し、議長は部会長とする。部会長は、必要があるときには、臨時幹事会を招集することができる。

- 1) 学術集会開催時においては、メディカルスタッフ部会幹事全員対象とする案内を送付する。
- 2) 学術集会開催以外（臨時招集時など）は原則各県の代表者のみに案内を送付する。但し、部会長の意向により招集される者はこの限りではない。
- 3) 代表幹事会の参加について、次期地方会開催県幹事は希望により代表幹事の他、大会開催施設の幹事を支部長及び部会長の合意なしに参加させることが出来る。

## (旅費の支給に関する規定)

第2条 旅費、宿泊については、学術集会時の開催の場合は原則支給しない。臨時幹事会の開催に当たっては、支部長の確認のもと支部会計から交通費、宿泊費を支給するが、開催地の県に所属するメディカルスタッフ部会幹事の宿泊費は原則支給対象外とし県内遠方の場合のみ支給する。臨時幹事会は次回の学術集会の前に開催するものであり、原則1回だけの開催とする。

- 1) 交通費は原則実費支給とし、新幹線の料金を上限とする。

- 2) 次回学術集会開催該当の県のメディカルスタッフ部会幹事および会員が準備会を開催する場合には、2回までは交通費を支給する。宿泊費は支給しない。
- 3) 幹事会開催後の翌月末までに指定書式に領収書を添えて事務局まで申請する。

## (宿泊に関する規定)

第3条 宿泊費は上限8,000円とする。ただし、特別な事情などがある場合にはこの限りではない。基本的に宿泊にならないよう会議の時間を設定する。

## (会議費に関する規定)

第4条 会議費については、学術集会時の開催の場合は原則本部より支給する。臨時幹事会の開催にあたっては、支部長の許可のもと支部会計から会議費を支給する。

## (その他)

第5条 上記以外にメディカルスタッフ部会が会議を開催する場合の諸経費については、部会長と支部長の合意に基づき支払われるものとする。

## (内規の改廃について)

内規の改廃は支部長ならびに部会長の同意によって提案され、両者の承認のもとに行うことができる。